

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について

(平成24年4月23日 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定)

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則(平成24年4月23日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定)第三条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の(1)から(5)までの案件を審議する場合を除く。
 - (1) 部会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について(平成24年3月12日文化審議会決定)2. 調査審議事項(2)により、世界遺産暫定一覧表(各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する資産の目録)に記載すべき資産の候補の選定の調査審議に係る案件
 - (3) 世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について(平成24年3月12日文化審議会決定)2. 調査審議事項(3)により、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる資産の候補の選定の調査審議に係る案件
 - (4) 世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について(平成24年3月12日文化審議会決定)2. 調査審議事項(5)により、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補の調査審議に係る案件
 - (5) 上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化財部記念物課(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(議事録の公開)

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の(5)に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

(会議資料の公開)

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

(特別委員会の会議の公開等)

8. この決定は、部会に置かれる特別委員会に準用する。